

まちの行政改革の取り組み

町は、平成18年3月に策定した「第4次行政改革大綱（計画期間：平成17年度～平成21年度）」に基づき、行政運営の効率化と財源不足の解消に取り組んできました。その結果、人件費や公債費などの義務的経費の削減、公共事業の重点化による普通建設事業費などの投資的経費の抑制、消費的性質の経費の見直しによる内部管理経費の削減など、町財政の健全化に大きな効果をあげることができました。

しかしながら、地方交付税の動向、人口減少や社会情勢の悪化による収入の減少、少子高齢化の進行や町民ニーズの多様化による義務的経費の増加、老朽化に伴う公共施設への投資の増加による支出の増加など、今後も厳しい財政状況が見込まれます。

このような中、町では、住民に身近な行政は地方公共団体が行うという地域主権の考え方に基づき、限られた資源を有効的に活用しながらまちづくりを進めていくとともに、より効果的で効率的な行財政運営を行うため、引き続き行政改革を推進していく必要があります。

このことから、平成21年度末から8回にわたる審議を重ねた行財政審議会からの答申を基に、「①町民との協働によるまちづくりの推進」、「②変革の時代に対応する効率的な行政基盤の確立」、「③自立可能な財政構造の構築」を基本方針として、平成23年3月に「第5次行政改革大綱（計画期間：平成23年度から平成27年度まで）」を策定しました。

■第5次行政改革大綱の推進項目

1 町民との協働によるまちづくりの推進

(1) 情報提供の充実

- ・ 地域情報通信基盤（屋外告知システム、独自テレビ放送）を有効的に活用し、防災情報や町民が必要とする最新の情報の迅速かつ正確な提供に努めます。
- ・ 広報紙、ホームページ及び町民向け予算書などにより行財政情報や各種情報をわかりやすく提供し、町民との情報共有に努めます。

(2) 町民参画の充実

町民の意見が幅広く町政に反映されるよう、町政懇談会の継続開催や地域担当職員の積極的な活用により、町民の意見や地域の情報を収集するなど、町民参画の充実に努めます。

(3) 町民と行政との協働の推進

少子高齢化の流れや多様化する地域課題への対応を踏まえ、自治会組織をはじめとするコミュニティ団体の活動に対する支援として、補助金制度の拡充や地域の人材育成に対する取り組みの充実など、町民と行政との協働の推進に努めます。

2 変革の時代に対応する効率的な行政基盤の確立

(1) 組織体制の充実

多様化、複雑化する町民のニーズや地域課題に対し、迅速かつきめ細やかに対応するため、業務内容や業務量に応じて適切な人員配置を行うとともに、担当する分野を越えて相互に連携しながら柔軟に対応できるよう組織体制の充実に努めます。

(2) 定員管理の適正化

現在の職員数は、これまでに第4次行政改革大綱における数値目標を上回る削減を行い、類似団体より低い水準となっていることから、今後は、職員の退職状況や年齢構成のバランスを勘案しながら計画的に職員を採用するなど適正な定員管理に努めます。

(3) 職員の資質向上

効果的かつ効率的に事務事業を執行するため、葛巻町職員人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの意識改革を進めるとともに、まちづくりに対する意欲と能力をもち、町民に信頼される人材の育成に努めます。

(4) 公共施設の適正配置

- ・ 少子化により児童生徒数が減少している中で、児童生徒一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばし、将来を担う人材としての基礎をつくることのできる教育環境を整備するため、学校統合についての説明会やアンケート調査を実施しながら、学校の適正配置に努めます。
- ・ 出生数や職員の退職状況を勘案するとともに、町民のニーズを把握しながら、保育所や児童館の適正配置に努めます。

(5) 公営企業の経営健全化

- ・ 病院事業、簡易水道事業をはじめとする公営企業の経営は、公立病院改革プランや水道ビジョンに基づく取り組みなどにより成果を上げていますが、今後、町立病院や簡易水道施設の老朽化に伴う整備費の支出が見込まれており、独立採算の観点から、改めて経営の総点検を行うなど、経営の健全化に努めます。
- ・ 農業集落排水事業については、加入率向上のため、各地区での説明会を行うなど集落排水の普及に努めます。

3 自立可能な財政構造の構築

(1) 行政運営経費の節減

職員削減による人件費の削減をはじめとする経常経費の抑制とともに、公共事業の重点化による投資的経費の抑制により行政運営経費の節減が図られてきたところであり、引き続き身の丈にあった行政運営を行い、行政運営経費の節減に努めます。

(2) 安定的な財政運営の推進

町債残高は、着実な償還と借入の抑制により、第4次行政改革大綱における数値目標を上回る削減が行われ、基金残高が増加しているところでありますが、地方交付税の動向を注視するとともに、自主財源の確保に向けた手法を検討実施しながら、財政健全化の目安であるプライマリーバランスの均衡を基本とした安定的な財政運営に努めます。

(3) 的確な行政サービスの提供

限られた財源を有効的に活用しながら、社会情勢の変化や町民のニーズに対応した行政サービスを提供するとともに、事業の成果を重視した行政運営に転換し、既存事業の継続的な見直しや新たに求められる行政サービスの的確な計画と実施に努めます。